

平成15年度版

両立支援事業の概要



「仕事」と「家庭」の
両立を応援しよう

厚生労働省

労働政策局

事業主・事業主団体の方へ

育児休業取得促進奨励金

男女労働者の育児休業の取得促進の取組に対して事前の届出を行い、基本方針を策定し、これに基づき育児休業を取得しやすい環境づくりを促進するための両立支援対策を計画的に実施し、男女双方に休業取得者が生じた場合、事業主に支給します。

支給額(1事業主1回限り)	70万円
---------------	------

育児休業代替要員確保等助成金

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた事業主に支給します。

(1) 原職等復帰について平成12年4月1日以降新たに就業規則等に規定した事業主の場合

最初に要件を満たした育児休業取得者(以下、「対象労働者」といいます。)が生じた場合	中小企業	50万円
	大企業	40万円
最初に対象労働者が生じた日の翌日以降3年間、2人目以降の対象労働者が生じた場合1人当たり(1事業所当たり年間20人まで)	中小企業	15万円
	大企業	10万円

(2) 原職等復帰について平成12年3月31日までに既に就業規則等に規定している事業主の場合

平成12年4月1日以降対象労働者が生じた日の翌日以降3年間(1事業所当たり年間20人まで)	中小企業	15万円
	大企業	10万円

育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金

育児休業又は介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、これらの労働者の能力の開発及び向上を図るため、次のいずれか1つ以上の措置(職場復帰プログラム)を実施した事業主・事業主団体に支給します。

- ①在宅講習 ②職場環境適応講習
③職場復帰直前講習 ④職場復帰直後講習

注) ②職場環境適応講習と③職場復帰直前講習を同時期に実施する場合は、職場復帰直前講習の支給が優先されます。

支給限度額 (対象労働者1人当たり)	中小企業	21万円
	大企業	16万円

育児・介護費用助成金

労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の全部又は一部について補助等を行う旨を就業規則等に規定し、実際に費用補助等を行った事業主に、その補助等の額の一定割合を助成します。

助成率 (事業主負担額に対して)	中小企業	3分の2
	大企業	2分の1

(年間限度額は、企業規模にかかわらず、労働者1人当たり30万円、かつ1事業所当たり360万円です。)

また、労働者の育児・介護サービス利用料を援助する制度を平成10年4月1日以降新たに設けた事業主で、初めて労働者に費用援助を行った場合に、上記の費用助成に加えて、一定額の助成をします。

支給額 (1事業所につき)	中小企業	40万円
	大企業	30万円

事業所内託児施設助成金

労働者のための託児施設を事業所内(労働者の通勤経路又はその近接地域を含む)に設置、運営及び増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成します。

また、保育遊具等購入費用の一部についても助成します。

	助成率等	助成限度額	
設置費	2分の1	2,300万円	
		増築	1,150万円 [定員5人以上の定員増を伴う増築、体調不調児のための安静室等の整備]
		建替え	2,300万円 [5人以上の定員増を伴う建替え]
運営費 [運営開始後5年間]	2分の1	通常型	規模に応じ 最高699万6千円
		時間延長型	規模に応じ 最高951万6千円
		深夜延長型	規模に応じ 最高1,014万6千円
		体調不調児対応型	上記それぞれの型の運営にかかる額 +165万円
保育遊具等購入費	自己負担金10万円を控除した額	40万円	

- 「事業主」とは「雇用保険適用事業主」をいいます。
- 「中小企業事業主」の範囲については以下のとおりです。

	小売業(飲食店を含む)	サービス業	卸売業	その他の業種
資本又は出資の額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常用労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

- 労働保険料を納入していない事業主等及び過去に給付金に関し不正行為を行った事業主等については、支給を受けられないことがあります。
- 支給申請時期等異なりますので、給付金の詳細については、財団地方事務所にお問い合わせください。

育児や介護を行いながら働く方や働きたい方へ

フリーフリー・テレフォン事業

育児、介護、家事等に関する各種サービスについて、相談に応じるとともに、地域の具体的な情報を電話で提供しています。各地方事務所の担当者が、対応します。

〈電話番号〉

裏面各地方事務所のフリーフリー・
テレフォンナンバーをご覧ください

〈利用日・時間〉

月～金曜日（祝日を除く）9：30～16：30

また、提供情報のひとつである「保育サポーター」の養成講座も実施しています。

フリーフリーネット

育児、介護等に係る各種サービスに関する情報や、再就職準備に関する情報をインターネットで提供しています。

<http://www.2020net.jp>

再就職希望登録者支援事業

妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職し、将来再就職を希望する方を登録し、次の支援を行っています。

Re・Be(リ・ビー)ワークセミナー

再就職の準備に当たって、必要な基礎知識等を身につけることをねらいとしたセミナーです。

教育訓練の受講援助

21世紀職業財団が指定した教育訓練講座を、事前に財団地方事務所へ「受講申請」を行った上で受講し、修了した場合、入学料と受講料の合計額の1割相当額、上限5万円までの援助が受けられます。

個別相談

情報誌の提供

育児両立支援奨励金

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる次のいずれかの制度を、新たに就業規則等に規定し、3歳以上小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、これらの制度を利用した場合に、事業主に支給します。

- ①育児休業に準ずる制度
- ②短時間勤務制度
- ③フレックスタイム制度
(労働基準法第32条の3の規定による労働時間の制度)
- ④始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの制度
- ⑤所定外労働をさせない制度

支給額 (1事業主1回限り)	中小企業	40万円
	大企業	30万円

看護休暇制度導入奨励金

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、子の看護のために、年次有給休暇とは別に取得できる休暇制度(年間5日以上)を、新たに就業規則等に規定し、労働者に利用させた事業主に支給します。

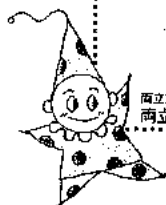
支給額 (1事業主1回限り)	中小企業	40万円
	大企業	30万円

職業家庭両立推進者研修

各企業において選任されている「職業家庭両立推進者」の方に対して、研修を実施しています。

職業家庭両立推進者

- 企業全体の雇用管理方針の中で仕事と家庭との両立を図るための取組を企画し、実施する業務を担当します。
- 育児・介護休業法で、「事業主は、職業家庭両立推進者を選任するように努めなければならない。」と規定されています。



両立支援サポーター
両立するべし

財団法人 21世紀職業財団の地方事務所

*両立支援事業のそれぞれの詳細については下記の地方事務所におたずねください

	電話番号	FAX	フリーフリー・テレホン	郵便番号	所在地
北海道	011-707-6198	707-6199	707-2020	〒080-0807	札幌市北区北7条西2-20 東京建物札幌ビル7F
青森	017-776-2028	776-2025	776-2020	〒030-0822	青森市中央1-25-3 青森共栄火災ビル4F
岩手	019-653-8681	653-8680	622-2020	〒020-0034	盛岡市盛岡駅前通9-17 小岩井明生ビル4F
宮城	022-214-2080	214-2520	214-2020	〒980-0014	仙台市青葉区本町2-3-10 朝日生命仙台本町ビル8F
秋田	018-866-2100	866-2101	866-2020	〒010-0951	秋田市山王6-10-9 環田興業ビル1F
山形	023-642-2021	642-2006	642-2020	〒990-0039	山形市香澄町3-1-7 朝日生命山形ビル6F
福島	024-522-3030	522-3081	524-2020	〒980-8031	福島市栄町6-8 ユニックスビル8F
茨城	029-226-2413	226-2740	226-2020	〒310-0011	水戸市三の丸1-4-73 水戸三井ビルディング12F
栃木	028-643-3220	643-3381	625-2020	〒320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル4F
群馬	027-223-2023	223-2013	231-2020	〒371-0026	前橋市大手町1-5-11 大手町ビル1F
埼玉	048-824-7001	824-7009	834-2020	〒336-0007	さいたま市浦和区仲町1-4-10 浦和商工ビル6F
千葉	043-225-2295	225-2080	225-2020	〒260-0013	千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビルディング6F
東京	03-3868-9601	3868-9607	3258-2020	〒113-0033	文京区本郷2-3-9 ツインビュー御茶ノ水ビル2F
神奈川	045-224-8040	224-8037	681-2020	〒231-0005	横浜市中区本町1-3 緑通横浜ビル10F
新潟	025-249-5660	243-2172	243-2020	〒950-0087	新潟市東大通2-4-10 日本生命新潟ビル2F
富山	076-444-1526	444-2022	444-2020	〒930-0004	富山市桜橋通り2-25 富山第一生命ビルディング8F
石川	076-234-2040	234-2021	234-2020	〒920-0981	金沢市片町2-2-15 北国ビルディング8F
福井	0776-21-0581	21-0582	20-2020	〒910-0005	福井市大手3-4-1 福井放送会館2F
山梨	055-236-5271	236-5431	254-2020	〒400-0031	甲府市丸の内2-30-2 甲府第一生命ビル2F
長野	026-223-4521	223-4524	232-2020	〒380-0824	長野市南石堂町1282-16 三井生命長野ビル6F
岐阜	058-266-5033	266-5031	265-2020	〒500-8842	岐阜市金町4-30 明治生命岐阜金町ビル7F
静岡	054-288-2029	288-2000	288-2020	〒422-8067	静岡市南町18-1 サウスポット静岡5F
愛知	052-586-7222	586-7225	541-2020	〒450-0002	名古屋市市中村区名駅3-22-8 大東海ビル7F
三重	059-228-2300	228-2304	226-2020	〒514-0004	津市栄町2-380 日動火災津ビル4F
滋賀	077-523-5141	523-5249	523-2020	〒520-0043	大津市中央3-1-8 大津第一生命ビルディング2F
京都	075-213-2081	213-2092	213-2020	〒600-8492	京都市下京区西美新町東入月録町62 住友生命京都ビル8F
大阪	06-6262-2151	6262-2154	6946-2020	〒541-0054	大阪市中央区南本町1-7-15 明治生命堺筋本町ビル13F
兵庫	078-272-3055	272-3066	794-2020	〒651-0088	神戸市中央区小野柄通7-1-1 日生三宮駅前ビル8F
奈良	0742-36-6777	36-6778	84-2020	〒630-8115	奈良市大宮町8-9-1 新大宮ビル5F
和歌山	073-475-1765	475-1766	426-2020	〒640-8341	和歌山市黒田84-1 阪和第一ビル4F
鳥取	0857-29-0314	24-2102	24-2020	〒680-0846	鳥取市扇町7 鳥取フコク生命駅前ビル6F
島根	0852-24-2300	24-2141	20-2020	〒690-0886	松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル6F
岡山	086-227-2021	227-2880	227-2020	〒700-0826	岡山市増屋町10-20 増屋町ビル6F
広島	082-224-2001	224-2003	224-2020	〒730-0017	広島市中区鉄砲町8-18 広島日生みどりビル5F
山口	083-923-2041	923-2274	923-2020	〒753-0074	山口市中央5-7-3 アクサ山口ビル1F
徳島	088-655-7771	655-6641	611-2020	〒770-0841	徳島市八幡町2-11 ニッセイ徳島ビル11F
香川	087-822-2027	822-2023	822-2020	〒760-0023	高松市寿町1-1-12 高松東京生命館7F
愛媛	089-921-5660	921-5722	934-2020	〒790-0001	松山市一番町1-15-2 松山一番町ビル6F
高知	088-823-2667	823-2540	823-2020	〒780-0834	高知市堺町2-28 高知中央第一生命ビルディング6F
福岡	092-431-7701	431-7702	414-2020	〒812-0011	福岡市博多区博多駅前1-4-1 博多駅前第一生命ビルディング4F
佐賀	0952-28-4621	28-4721	40-2020	〒840-0816	佐賀市駅南本町5-1 住友生命佐賀ビル4F
長崎	095-827-1262	827-1263	832-2020	〒850-0057	長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館10F
熊本	096-324-2297	324-2104	324-2020	〒860-0806	熊本市花畑町4-1 太陽生命熊本第2ビル2F
大分	097-538-7755	538-7756	538-2020	〒870-0034	大分市都町1-3-19 日本生命大分中央ビル4F
宮崎	0985-20-2019	20-2027	20-2020	〒880-0806	宮崎市広島2-10-20 坂下ビル8F
鹿児島	099-259-7815	259-7832	259-2020	〒900-0046	鹿児島市西田1-5-1 GEエシオンビル鹿児島706号
沖縄	098-869-9076	869-2795	2795-2020	〒9015	那覇市久茂地3-1-1 日本生命那覇ビル5F

(財)21世紀職業財団は、「若年者
または家族介護を行う労働者
基づく厚生労働省の指定法人として、労働者の職業生
活と家庭生活の両立を支援する事業を実施しています。

林
正

財団法人

21世紀職業財団

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8
TEL.03-5276-3694 FAX.03-5276-3705

ホームページ <http://www.jiwa.or.jp>